

令和元年12月1日

## 身体的拘束等の適正化のための指針

株式会社マサカズコーポレーション  
相模グループホーム共和

## ①相模グループホーム共和身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は認知症の人がグループホームで生活していく中で自由を制限することであり、認知症の人の尊厳を阻むものです。拘束してしまうことで身体的、精神的にもダメージを与えてしまい、認知症の人の尊厳とは何か疑問視です。当ホームでは認知症の人の人権と尊厳を尊重し、職員一人一人が拘束をしない事を念頭にいれ、身体拘束をしないケアの実施に向けて努めていきます。

## ②身体的拘束適正化検討委員会（拘束検討委員会）その他施設内の組織に関する事項

身体拘束を適正化する事を目的として「身体拘束等適正化委員会」を設置します。委員会の開催は3ヶ月に1回以上開催します。（運営推進会議も活用する事が出来る）会議の内容を職員間で周知徹底します。

### ・委員会の設置目的

○施設内での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握と取り組み状況の確認をします。

○身体拘束を実施せざるを得ない場合の状況、検討及び手続が適正に行われているか確認します。

○身体拘束適正化に関する職員教育の計画、実施します。

○身体拘束、高齢者虐待に関する規定及びマニュアル等の見直しを行います。

### ・身体拘束等適正化委員会（拘束検討委員会）メンバー

施設長兼管理者・・・（八木）、 ユニット長兼業務責任者・・・（町田）  
ユニット主任兼管理責任者（水戸） 計画作成担当者・・・（細谷）

## ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

○介護従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアを見つめ直す職員教育を行います。

○職場内会議・研修において身体拘束適正化の為の研修を行います。（年2回以上）

○新採用職員に対する身体拘束適正化の研修の実施します。

○介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為 11 項目を全職員が

見える場所に貼付します。(トイレや更衣室)

#### ④施設内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策、対応に関する基本方針

(介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定)

サービス提供にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止している。

(介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為)

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する。

#### ○会議の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、拘束検討委員会を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討する。①切迫性②非代替性③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認する。身体拘束を行う選択をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、本人、家族へ同意書を作成する。

#### ○利用者及び家族に対する説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また身体拘束の同意期限を越え、

なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態等を確認説明し、同意を得た上で実施する

#### ○記録

身体拘束に関する経過観察・再検討記録の様式を用いて対応及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。

#### ○拘束の解除

身体拘束に関する経過観察・再検討記録を確認し拘束検討委員会で再検討を行った結果身体拘束をする必要がなくなった場合、速やかに拘束を解除する。拘束を解除する前に本人・及び家族に報告する。

### ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

(緊急・やむを得ない場合の例外三原則)

利用者一人一人の心身の状況を把握し、身体拘束をしないケアを提供する事が原則ですが、例外的に以下の3要件を満たす状態にあると、身体拘束を行う場合があります。

- ・切迫性→ 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いことをいいます。
- ・非代替性→ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないことをいいます。
- ・一時性→ 身体拘束その他の行動制限が一時的であることをいいます。

(緊急やむを得ず身体拘束を行う場合)

緊急やむを得ない状況になった場合、上記の3要件を満たし、かつ本人と家族の説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合に対して「身体拘束等適正化委員会」を設置し、必要に応じて緊急に開催します。日常のケアを見直し、尊重されたケアが行われているか、心身の損害や拘束した場合のリスクについて十分に検討し、経過観察を行い、できるだけ早急に拘束の解除を目指していきます。

他、相模グループホーム共和身体拘束等行動制限についての取扱要領にて明記通り。

⑥入所者等に対する当該指針、身体拘束取扱要領の閲覧に関する基本方針

当該指針、身体拘束取扱要領においては相模グループホーム共和内にていつでも自由に閲覧することができます。

⑦その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

相模グループホーム共和は内部研修や外部研修等で勉強会を行い、職員間で身体拘束適正化による知識を学び、十分に議論して身体的拘束をなくしていくように努めていきます。